

ご利用者様
ご家族様
関係各位

平成 28 年 10 月からの利用時間・単位数変更について（お知らせ）

謹啓 初秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当施設を御利用いただき、心より御礼申し上げます。

さて、この度、平成 29 年 4 月より、徳島市等で総合事業が開始されます。

弊社では、リハビリに特化していることもあり、予防の観点から要支援者の方の受入れは必要ですが、要介護者の方へのリハビリにも対応したく、このたび、利用時間と単位数の変更を行うことにいたしました。

たいへん勝手を申し上げますが、何卒ご容赦のほど、ご理解お願い申し上げます。

謹白

【趣意】

総合事業とは、介護保険サービスのうち、介護の必要度が比較的低いとされる「要支援の方」向けの介護予防サービスの一部が、自治体の「総合事業」へ移る制度のことです。

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものとされています。

今回の制度改正は、「医療と介護の一体的な改革」に向けた制度改革の第一歩として、「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」の方向を踏まえた改革です。また、社会保障の考え方としての「自助・互助・共助・公助」を基本とし、平成 37（2025）年【団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になる年】を目標とした「地域包括ケアシステム（重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような仕組み作り）」の完成に向けた第一歩という位置づけでもあります。

自分でできることは自分で行う（自助）ことを原則に、公的サービスに頼る前に、地域の互助の推進、その上で共助、それでも対応できない場合には公助という考え方により、介護予防サービスの一部を本体給付からはずし、自治体の総合事業へと移す見直しがされることになりました。

また、総合事業に参画するかどうかは、各施設の判断に任されています（参画しなければ、施設として要支援者を受け入れることができません）。このことにより、要支援者の方の受入れを中止する事業所も増える見込みです（現状の情報では、徳島市内の事業所の対応の遅れが目立ち、あまり取り組んでいないようです）。

しかし弊社では、今までお世話になった方々をお断りすることなく、現在来られている方にも対応すべく、また、弊社ではいち早く対応するために、平成 28 年 10 月より要支援者の方の枠を設定させていただき、平成 29 年 4 月からの総合事業に参画する予定です。

詳細は、以下の通りです。

【新設】

対 象：要支援の方

曜 日：毎週 水曜・土曜

時 間：1 部 13：00～14：30

2 部 15：30～17：00

定 員：各 10 名

※この時間帯は、要支援の方のみで運営します。

リハビリ専門の *For You* グループ

株式会社 豊 結 会

代表取締役 上 田 裕 久